

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20240327	平和コーポレーション株式会社（法人番号8200001021892）代表者山田和洋	岐阜県瑞浪市和合町2丁目216番地の2	明智営業所	岐阜県恵那市明智町445-2	輸送施設の使用停止（10日車）、文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項	令和5年12月7日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第2項)、(4)停留所又は乗降地点の名称表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第4項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	1	1